

No.249

平成5年
(1993)
1月1日

1月号

富津市民憲章

○恵まれた自然を生かし、美しいまちをつくりましょう。
○友愛と感謝の気持ちで、明るいまちをつくりましょう。
○としよりやこどもを大切に、幸せなまちをつくりましょう。
○健康でな事に勤め、豊かなまちをつくりましょう。
○教養を高め、文化の香り高いまちをつくりましょう。

市の人口

	(12月1日現在)	(前月比)
世帯	15,725	(+38)
人口	54,918	(+25)
男	27,408	(+30)
女	27,510	(-5)

平和都市宣言 一富津市一 平成2年12月1日宣言

編集発行 富津市役所企画課

〒299-12 千葉県富津市下飯野2443番地 電話 (0439) 80-1225

新年を迎えて



富津市長 黒坂正則

昨年は、バブル経済の崩壊に引き続き、景気の低迷、佐川の急便に端を発した政治不信等で極めて厳しい年でした。

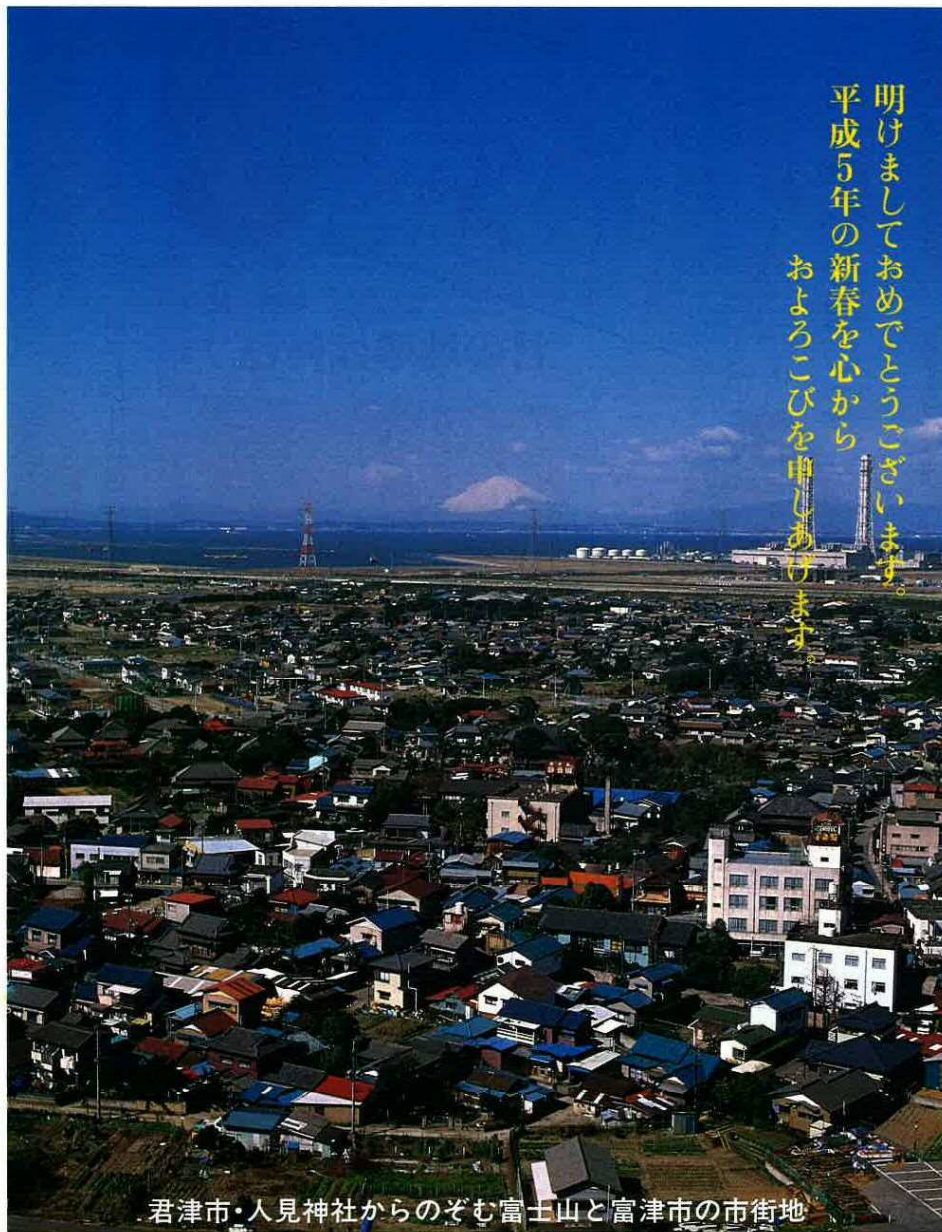
幸い、市政は市民のみなさんのご協力をいただき、第2次5か年計画の2年目として、ほぼ予定通りの事業を

執行することができました。まず、4月には市議会議員の選挙が行われ、みなさんの代表30名が選ばれ、ともども、

市政発展のため協力をいただいています。9月末には、懸案だった新庁舎が完成し、11月24日から天羽支所、天羽土木事務所、峰上出張所、富津・大貫・佐貫・関野・金谷の各連絡所とともに、新しい体制で業務を開始することができました。今後この庁舎を市の核としてまちづくりを進め、市民サービスの充実と、対話と協調による市の市政を推進してまいります。

なお、10月には戸原ダムを中心として泉宮湊川かんがい排水事業が完成しました。昭和46年以来20年余りにわたる関係者のご協力に深く感謝いたしますとともに、今後これらの施設を中心にして地域の農業振興を期待しています。また、老朽化した火葬場も改築され、富津聖苑として完成し、この2月当初にオープンする予定です。さて、本年は国・県を通じて、経済的に極めて厳しい年となりそうです。昨年末、経済対策の第一環として成立した大型の補正予算や公共投資を中心として新年度予算の本格的な効果が出てくるのは、年の半ば以降と予測されています。このような環境のなかでは、税の減収は避けられず、市の財政もかなり厳しくなる見込みです。また、国・県の補助金もそう大きくは期待できません。しかし、庁舎関連道路をはじめ、いろいろの事業を早急に実施しなければならなりません。また、国・県の協力を受けて経常経費をできるだけ削減し、5か年計画の3年目としての予算を編成してまいりたいと思います。また、急激に進行する高齢化に対して、国・県の指導を仰ぎ、老人保健福祉計画を作成することになっています。このためいろいろの調査を行いますので、市民のみなさんのご協力をお願いいたします。さらに、平成元年8月の集中豪雨で大きな被害を受けた湊川は、県の事業として改良復旧を進めてまいりました。が、本年末には完成する見込みです。用地を協力していた

明けましておめでとうございます。
平成5年の新春を心からおよろこびを申しあげます。



君津市・人見神社からのぞむ富士山と富津市の市街地

新庁舎での初議会

新しい庁舎で初めての議会が12月7日から22日まで議場で行われ、2日目の一般質問には大勢の傍聴者が詰めかけ、議員、職員とも少し緊張した面持ちで議事が進められました。



大勢の傍聴者が詰めかけた議場

また、埋立地への企業進出は14社が決定し、すでに東京電力、新日本製鐵等半数の企業が操業してはいますが、今後一層の企業誘致を進めてまいります。

このように内外ともに厳しい年になりそうですが、市の将来は大いに期待できるものと考えています。新庁舎建設を契機に、市民のみなさんと手を取り合って、住みよいまちづくりに努力してまいりたいと思います。終わりにみなさんのご健康とご多幸をお祈りして、新年のあいさついたします。

東京湾口道路建設を促進しよう

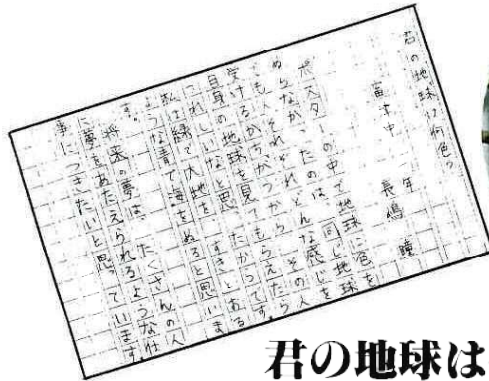
わたしたちの夢

スポーツへの夢、将来への夢、21世紀を担う子どもたちの夢は無限に広がります。そんな夢の数々を、子どもたちの絵画とともに紹介します。そして、今年とり年、子どもたちが夢にむかつて、大きく羽ばたいてくれることを期待します。



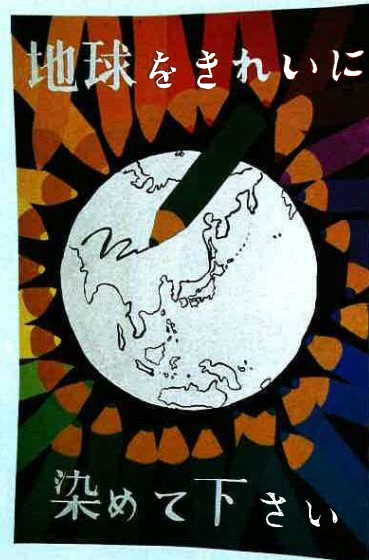
(ミニバスケットボール)

版画の学習を通して



富津中1年
ながし ひとみ
長嶋 瞳さん

君の地球は何色？



(自然保護のポスター)



吉野小6年
きくち しょうた
菊地 昭夫君



私の夢



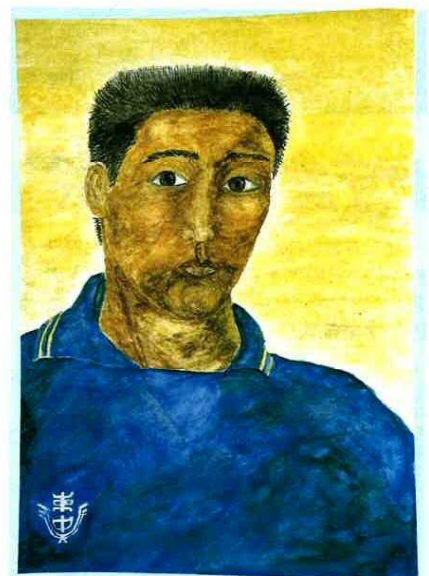
竹岡小5年
うすい しおり
碓井 忍さん



将来の夢



天羽東中3年
かとう しのぶ
加藤 稔君



(自画像)



(きつねの恋)



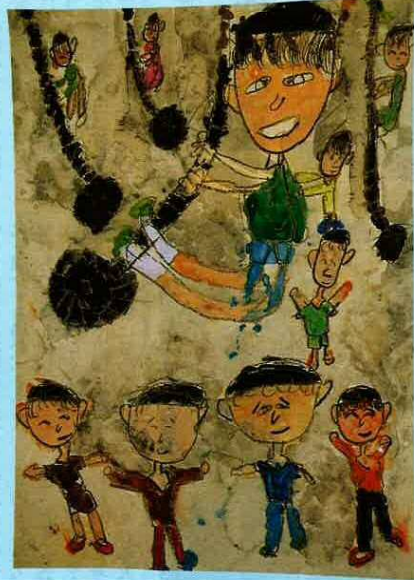
ぼくたち

ぼくのゆめ



飯野小1年
つるやひろき
鶴谷洋貴君

(タイヤブランコであそんだよ)



絵画・版画は、昨
年の小中学校造形展
で優秀作品に選ばれ
たものの一部です。



湊小6年小間君が 文部大臣奨励賞に



両親を囲んで小間君の
左側は神谷校長、右側は
後列は湊小校長、前列は
小間君と母

君の作文「親友「純君」あり
がとう」が文部大臣奨励賞に
輝きました。

- 南小学校創立百周年記念事業
実行委員会から環南小学校教
育振興にと
▽ワープロ1台(30万円相当)
富津市危険物安全協会(坂本
昇会長)から消防本部事務充
実にと
◎福祉振興基金として次の方
がたから寄付がりました。
- ・東京電力(株)富津火力発電所
荒川光夫所長から20万円
 - ・富津市富津
 - ・佐久間清さんから100万円
 - ◎社会福祉事業費として次の
方がたから寄付がりました。
 - ・白井清一さん(西大和町)
 - ・君津商業高等学校PTAか
ら2万5657円
 - ・南大蔵長谷川功さん(君津
市中野3-1-8)から10万
円
 - ・雨笠正昭さん(千種新田
二)から5000円
 - ・東京電力(株)富津火力発電所
荒川光夫所長から26万368
1円
 - ・匿名の方から2万6900
円

滋味風味 おせち

(34)

食物史家
お節かな
新着 矢風

平野雅章



近ごろでは洋風おせち、中
華風おせちまで登場し「おせ
ち」とは正月料理を指す意味に
定着してしまつたと言ってい
いかも知れません。

「元旦には引盃お屠蘇を祝
い、雑煮やおせち料理の朝食
をとる。車話のおせちは取皿
に受けて、盛付をなるべく崩
さぬよう順次に取りまわす」
(柳原敏雄著「日本料理・春
夏秋冬」)という記述を見ま

す、おせち料理イコール正
月の車話であるようです。
お正月の料理を「おせち」
と云うのは、江戸時代の風俗
語や、今日の民俗語としては
古くから使われていますが、
日常語(現代語)としては比
較的新しい言葉のように思わ
れます。念のために、戦後刊
行の「辞海」や「辞苑」を繰
りてみても、どちらにも特に
正月料理を指すとは書かれて
いません。「おせち」は「節
日(せちにち)」に作る食物と
いう意味の「おせちく(御節
供)」の略語で、御節句(おせ

ち)が御節供(おせちく)
の転訛した(江戸時代に読み
やすくした)言葉で、節日を
指すこととは存在
知のとおりです。
御節供は一月
一日の膳(一月
七日(八日)の
七種粥、一月十
五日の小豆粥、
三月三日(上
巳)の草餅と白
酒、五月五日(端
午)の柏餅と粽
、七月七日(七夕)
の素餅、九月九
日(重陽)の栗
飯と菊酒など節
日(昔、気候の
変わる節などに祝儀を行なっ
た)の食(物の意味ですが、
節句と言つとその中の人日、



「徳川盛衰録」から、武家の
元旦の様子

上巳(じようみ)、端午、七
夕、重陽の五日だけを指し、
これを五節句と呼び、「おせ
ち」と言
うと、主
に正月の
料理を指
すという
ように変
化してい
ます。
古くは
織田信長
が正月五
日に諸侯
を集めて
新年の節
を祝する
おせちと呼んでいるなど、い
くたの例があります。

海老八尾酒蒸しおせち

瓜生 かず子

文芸



俳句

静かなる二船の山の初日かな

飯田ふさ子

樂焼の絵付けを絵筆始とす

根本 静江

一句添へ恋の友の賀状かな

織本りつ子

賀状書く夜の結古の終えてよ

小泉すみれ

福寿草草芽の友の健やかに

三枝しづ

短歌

暖かき部屋に活けたる白梅の

はつはつ咲けり正月二日

角田 波子

正月のスケートリンク混み合

へり転びては立つ孫を目に追

ふ

古き世のくらしの良さを忘れ

りてテレビに知りぬ今日歳開

き

平野八重子

家々に日章旗見ぬ元日に明治

の我心さみしも

三幣 美子

去年の書体に確めたり差出

人の住所も名もなき賀状頂き

渡辺 不二

山崎三之助さん

標準小作料の額が 改訂になりました

標準小作料は、農業委員会が3年ごとに定めています。
今回その改訂の年になり次の表のとおりになりました。

●問い合わせは農業委員会 ☎80-1328まで

平成4年度富津市標準小作料

地域の区分	小作料の標準額 (10a当り)	備 考
大羽地区	上級 32,000円	は場整備完了地区で、集団的に存在しており、生産性の高い地域(収穫量540kg以上)
	中級 28,000円	は場整備未整備地区で、集団的に存在し、平坦で生産性中位の地域(収穫量450kg以上)
	下級 19,000円	山間の谷津田及び圃場整備完了地区であるが、生産性の低い地域(収穫量360kg未満)
大佐和地区	上級 33,000円	は場整備完了地区で、集団的に存在しており、生産性の高い地域(収穫量540kg以上)
	中級 29,000円	は場整備未整備地区で、集団的に存在しており、生産性の中位の地域(収穫量450kg以上)
	下級 19,000円	山間の谷津田及び圃場整備完了地区であるが、生産性の低い地域(収穫量360kg未満)
富津地区	上級 33,000円	は場整備完了地区で、集団的に存在しており、生産性の高い地域(収穫量540kg以上)
	中級 29,000円	は場整備未整備地区で、集団的に存在しており、生産性の中位の地域(収穫量450kg以上)
	下級 20,000円	は場整備完了地区及び田畑混在の地域であり、生産性の低い地域(収穫量360kg未満)
大羽地区	上級 14,000円	平地で生産性の高い地域
	中級 12,000円	上、下に該当しない土地で生産性の中位の地域
	下級 10,000円	周囲が山間地で生産性の低い地域
大佐和地区	上級 14,000円	平地で生産性の高い地域
	中級 12,000円	上、下に該当しない土地で生産性の中位の地域
	下級 10,000円	周囲が山間地で生産性の低い地域
富津地区	上級 14,000円	平地で生産性の高い地域
	中級 12,000円	上、下に該当しない土地で生産性の中位の地域
	下級 10,000円	生産性の低い地域

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン



表彰をうける刈込会長
(左から2番目)

昨年11月28日、まちを美しくする会(刈込副会長が日本善行会から平成4年度善行表彰を受けられました。まちを美しくする会は、昭和49年以来、大佐和地区の住みよい環境美化を推進し、年3回の地区内の道路・海岸の

まちを美しくする会が 善行表彰に

の「善行表彰」そのほかの奉仕活動や積極的な実施していることが認められ、このたびの受賞になりました。

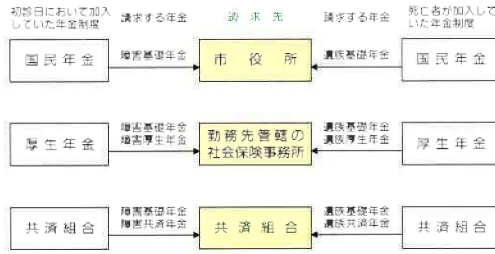


20歳からスタート 国民年金

国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入します。厚生年金など加入している人は、会社などで加入の手続きをしなくても、学生や農業、自営業などの人は、自分で手続きをして国民年金に加入しなければなりません。加入の手続きは市役

障害給付の請求先
病状やケガで初めて医師に合った日(初診日といふ)から1年6か月経った時点で、基準以上の障害があったときは障害基礎年金などが支給されます。

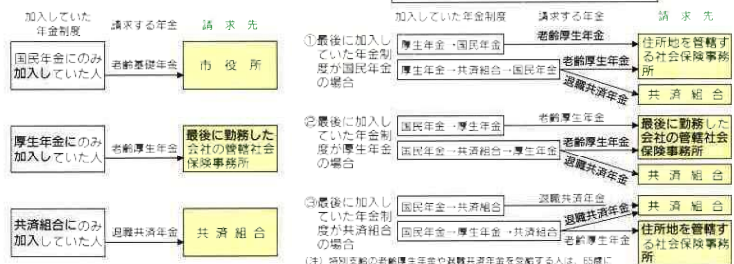
遺族給付の請求先
年金に加入していた人が死亡したときは、その人の遺族(配偶者や子どもなど)に遺族基礎年金などが支給されます。



老給付の請求先

支給資格期間のある人が、60歳あるいは65歳(国民年金のみ)になると老齢基礎年金などが支給されます。2つ以上の年金制度に加入していた人は、最後に加入していた年金制度によってちがってきます。

2つ以上の制度に加入していた人の場合



こんにちは
福祉です

問い合わせは
☎80-1258~1260
福祉事務所

高齢者ニーズ調査 にご協力を

市では、これからの高齢者の保健福祉の計画をつくるため、高齢者が必要(ニーズ)としている福祉サービスや保健サービス等を調査します。対象になられた高齢者の方や介護しておられる家族の方のご協力をお願いします。

お済みですか

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

戦後、旧ソ連邦またはモン

ブル国の地域に強制抑留されたり、またはその遺族に、内閣総理大臣の慰労金(書状、銀杯)を贈呈しています。このうち、年金受給や公務員の共済年金などを支給されている方には、併せて慰労金10万円が支給されます。

請求期限が3月31日までと迫っていますので、早めにご請求してください。

請求、問い合わせは次に
平和祈念事業特別基金
業務第2課
☎03-3945-4703

●恩給資格者のみなさんへ
平和祈念事業特別基金(総理府所管の認可法人)では、い

わゆる恩給資格者の方で、外地等に勤務した経験があり、加算年を含めた在職年が3年以上で、請求時に日本国籍であった方には内閣総理大臣の書状を、さらに70歳以上の方には高齢者の順に併せて銀杯を贈呈しています。

(注)次の方は、対象になりません。
・年金に相当する恩給または旧軍人軍属としての在職に関連する年金に相当する給付を受ける権利のある方
・恩給資格者の遺族および戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留されたことのある方
・戦傷病者戦後遺族等援護法上の軍属(雇員、傭人、工員等)および準軍属の方
・請求・問い合わせは次に
平和祈念事業特別基金
業務第1課
☎03-3945-4704

●改正
福祉事務所の電話番号が変更になりました。次のとおりです。

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

福祉事務所(80-1328) 03-3945-4704

相談日

人権行政相談 時間 午前10時~午後3時 場所 市役所本庁 1月6日

2月3日 市役所本庁 1月7日 2月4日 中央公民館 1月8日 2月5日 市民会館

結婚相談 時間 午前10時~午後3時 場所 市役所本庁 1月5日 2月2日 相談員 1月12日 2月6日

鈴木和子相談員 1月19日 2月9日 高梨久子相談員 1月22日 高梨久子相談員 1月25日 高梨久子相談員 1月28日 高梨久子相談員 1月31日 高梨久子相談員 2月3日 高梨久子相談員 2月6日 高梨久子相談員 2月9日 高梨久子相談員 2月12日 高梨久子相談員 2月15日 高梨久子相談員 2月18日 高梨久子相談員 2月21日 高梨久子相談員 2月24日 高梨久子相談員 2月27日 高梨久子相談員 3月1日 高梨久子相談員 3月4日 高梨久子相談員 3月7日 高梨久子相談員 3月10日 高梨久子相談員 3月13日 高梨久子相談員 3月16日 高梨久子相談員 3月19日 高梨久子相談員 3月22日 高梨久子相談員 3月25日 高梨久子相談員 3月28日 高梨久子相談員 3月31日 高梨久子相談員 4月3日 高梨久子相談員 4月6日 高梨久子相談員 4月9日 高梨久子相談員 4月12日 高梨久子相談員 4月15日 高梨久子相談員 4月18日 高梨久子相談員 4月21日 高梨久子相談員 4月24日 高梨久子相談員 4月27日 高梨久子相談員 4月30日 高梨久子相談員 5月3日 高梨久子相談員 5月6日 高梨久子相談員 5月9日 高梨久子相談員 5月12日 高梨久子相談員 5月15日 高梨久子相談員 5月18日 高梨久子相談員 5月21日 高梨久子相談員 5月24日 高梨久子相談員 5月27日 高梨久子相談員 5月30日 高梨久子相談員 6月2日 高梨久子相談員 6月5日 高梨久子相談員 6月8日 高梨久子相談員 6月11日 高梨久子相談員 6月14日 高梨久子相談員 6月17日 高梨久子相談員 6月20日 高梨久子相談員 6月23日 高梨久子相談員 6月26日 高梨久子相談員 6月29日 高梨久子相談員 7月2日 高梨久子相談員 7月5日 高梨久子相談員 7月8日 高梨久子相談員 7月11日 高梨久子相談員 7月14日 高梨久子相談員 7月17日 高梨久子相談員 7月20日 高梨久子相談員 7月23日 高梨久子相談員 7月26日 高梨久子相談員 7月29日 高梨久子相談員 8月1日 高梨久子相談員 8月4日 高梨久子相談員 8月7日 高梨久子相談員 8月10日 高梨久子相談員 8月13日 高梨久子相談員 8月16日 高梨久子相談員 8月19日 高梨久子相談員 8月22日 高梨久子相談員 8月25日 高梨久子相談員 8月28日 高梨久子相談員 8月31日 高梨久子相談員 9月3日 高梨久子相談員 9月6日 高梨久子相談員 9月9日 高梨久子相談員 9月12日 高梨久子相談員 9月15日 高梨久子相談員 9月18日 高梨久子相談員 9月21日 高梨久子相談員 9月24日 高梨久子相談員 9月27日 高梨久子相談員 9月30日 高梨久子相談員 10月3日 高梨久子相談員 10月6日 高梨久子相談員 10月9日 高梨久子相談員 10月12日 高梨久子相談員 10月15日 高梨久子相談員 10月18日 高梨久子相談員 10月21日 高梨久子相談員 10月24日 高梨久子相談員 10月27日 高梨久子相談員 10月30日 高梨久子相談員 11月2日 高梨久子相談員 11月5日 高梨久子相談員 11月8日 高梨久子相談員 11月11日 高梨久子相談員 11月14日 高梨久子相談員 11月17日 高梨久子相談員 11月20日 高梨久子相談員 11月23日 高梨久子相談員 11月26日 高梨久子相談員 11月29日 高梨久子相談員 12月2日 高梨久子相談員 12月5日 高梨久子相談員 12月8日 高梨久子相談員 12月11日 高梨久子相談員 12月14日 高梨久子相談員 12月17日 高梨久子相談員 12月20日 高梨久子相談員 12月23日 高梨久子相談員 12月26日 高梨久子相談員 12月29日 高梨久子相談員 1月1日 高梨久子相談員 1月4日 高梨久子相談員 1月7日 高梨久子相談員 1月10日 高梨久子相談員 1月13日 高梨久子相談員 1月16日 高梨久子相談員 1月19日 高梨久子相談員 1月22日 高梨久子相談員 1月25日 高梨久子相談員 1月28日 高梨久子相談員 1月31日 高梨久子相談員 2月3日 高梨久子相談員 2月6日 高梨久子相談員 2月9日 高梨久子相談員 2月12日 高梨久子相談員 2月15日 高梨久子相談員 2月18日 高梨久子相談員 2月21日 高梨久子相談員 2月24日 高梨久子相談員 2月27日 高梨久子相談員 2月30日 高梨久子相談員 3月3日 高梨久子相談員 3月6日 高梨久子相談員 3月9日 高梨久子相談員 3月12日 高梨久子相談員 3月15日 高梨久子相談員 3月18日 高梨久子相談員 3月21日 高梨久子相談員 3月24日 高梨久子相談員 3月27日 高梨久子相談員 3月30日 高梨久子相談員 4月2日 高梨久子相談員 4月5日 高梨久子相談員 4月8日 高梨久子相談員 4月11日 高梨久子相談員 4月14日 高梨久子相談員 4月17日 高梨久子相談員 4月20日 高梨久子相談員 4月23日 高梨久子相談員 4月26日 高梨久子相談員 4月29日 高梨久子相談員 5月2日 高梨久子相談員 5月5日 高梨久子相談員 5月8日 高梨久子相談員 5月11日 高梨久子相談員 5月14日 高梨久子相談員 5月17日 高梨久子相談員 5月20日 高梨久子相談員 5月23日 高梨久子相談員 5月26日 高梨久子相談員 5月29日 高梨久子相談員 6月1日 高梨久子相談員 6月4日 高梨久子相談員 6月7日 高梨久子相談員 6月10日 高梨久子相談員 6月13日 高梨久子相談員 6月16日 高梨久子相談員 6月19日 高梨久子相談員 6月22日 高梨久子相談員 6月25日 高梨久子相談員 6月28日 高梨久子相談員 7月1日 高梨久子相談員 7月4日 高梨久子相談員 7月7日 高梨久子相談員 7月10日 高梨久子相談員 7月13日 高梨久子相談員 7月16日 高梨久子相談員 7月19日 高梨久子相談員 7月22日 高梨久子相談員 7月25日 高梨久子相談員 7月28日 高梨久子相談員 7月31日 高梨久子相談員 8月3日 高梨久子相談員 8月6日 高梨久子相談員 8月9日 高梨久子相談員 8月12日 高梨久子相談員 8月15日 高梨久子相談員 8月18日 高梨久子相談員 8月21日 高梨久子相談員 8月24日 高梨久子相談員 8月27日 高梨久子相談員 8月30日 高梨久子相談員 9月2日 高梨久子相談員 9月5日 高梨久子相談員 9月8日 高梨久子相談員 9月11日 高梨久子相談員 9月14日 高梨久子相談員 9月17日 高梨久子相談員 9月20日 高梨久子相談員 9月23日 高梨久子相談員 9月26日 高梨久子相談員 9月29日 高梨久子相談員 10月2日 高梨久子相談員 10月5日 高梨久子相談員 10月8日 高梨久子相談員 10月11日 高梨久子相談員 10月14日 高梨久子相談員 10月17日 高梨久子相談員 10月20日 高梨久子相談員 10月23日 高梨久子相談員 10月26日 高梨久子相談員 10月29日 高梨久子相談員 11月1日 高梨久子相談員 11月4日 高梨久子相談員 11月7日 高梨久子相談員 11月10日 高梨久子相談員 11月13日 高梨久子相談員 11月16日 高梨久子相談員 11月19日 高梨久子相談員 11月22日 高梨久子相談員 11月25日 高梨久子相談員 11月28日 高梨久子相談員 12月1日 高梨久子相談員 12月4日 高梨久子相談員 12月7日 高梨久子相談員 12月10日 高梨久子相談員 12月13日 高梨久子相談員 12月16日 高梨久子相談員 12月19日 高梨久子相談員 12月22日 高梨久子相談員 12月25日 高梨久子相談員 12月28日 高梨久子相談員 12月31日 高梨久子相談員 1月3日 高梨久子相談員 1月6日 高梨久子相談員 1月9日 高梨久子相談員 1月12日 高梨久子相談員 1月15日 高梨久子相談員 1月18日 高梨久子相談員 1月21日 高梨久子相談員 1月24日 高梨久子相談員 1月27日 高梨久子相談員 1月30日 高梨久子相談員 2月2日 高梨久子相談員 2月5日 高梨久子相談員 2月8日 高梨久子相談員 2月11日 高梨久子相談員 2月14日 高梨久子相談員 2月17日 高梨久子相談員 2月20日 高梨久子相談員 2月23日 高梨久子相談員 2月26日 高梨久子相談員 2月29日 高梨久子相談員 3月3日 高梨久子相談員 3月6日 高梨久子相談員 3月9日 高梨久子相談員 3月12日 高梨久子相談員 3月15日 高梨久子相談員 3月18日 高梨久子相談員 3月21日 高梨久子相談員 3月24日 高梨久子相談員 3月27日 高梨久子相談員 3月30日 高梨久子相談員 4月2日 高梨久子相談員 4月5日 高梨久子相談員 4月8日 高梨久子相談員 4月11日 高梨久子相談員 4月14日 高梨久子相談員 4月17日 高梨久子相談員 4月20日 高梨久子相談員 4月23日 高梨久子相談員 4月26日 高梨久子相談員 4月29日 高梨久子相談員 5月2日 高梨久子相談員 5月5日 高梨久子相談員 5月8日 高梨久子相談員 5月11日 高梨久子相談員 5月14日 高梨久子相談員 5月17日 高梨久子相談員 5月20日 高梨久子相談員 5月23日 高梨久子相談員 5月26日 高梨久子相談員 5月29日 高梨久子相談員 6月1日 高梨久子相談員 6月4日 高梨久子相談員 6月7日 高梨久子相談員 6月10日 高梨久子相談員 6月13日 高梨久子相談員 6月16日 高梨久子相談員 6月19日 高梨久子相談員 6月22日 高梨久子相談員 6月25日 高梨久子相談員 6月28日 高梨久子相談員 7月1日 高梨久子相談員 7月4日 高梨久子相談員 7月7日 高梨久子相談員 7月10日 高梨久子相談員 7月13日 高梨久子相談員 7月16日 高梨久子相談員 7月19日 高梨久子相談員 7月22日 高梨久子相談員 7月25日 高梨久子相談員 7月28日 高梨久子相談員 7月31日 高梨久子相談員 8月3日 高梨久子相談員 8月6日 高梨久子相談員 8月9日 高梨久子相談員 8月12日 高梨久子相談員 8月15日 高梨久子相談員 8月18日 高梨久子相談員 8月21日 高梨久子相談員 8月24日 高梨久子相談員 8月27日 高梨久子相談員 8月30日 高梨久子相談員 9月2日 高梨久子相談員 9月5日 高梨久子相談員 9月8日 高梨久子相談員 9月11日 高梨久子相談員 9月14日 高梨久子相談員 9月17日 高梨久子相談員 9月20日 高梨久子相談員 9月23日 高梨久子相談員 9月26日 高梨久子相談員 9月29日 高梨久子相談員 10月2日 高梨久子相談員 10月5日 高梨久子相談員 10月8日 高梨久子相談員 10月11日 高梨久子相談員 10月14日 高梨久子相談員 10月17日 高梨久子相談員 10月20日 高梨久子相談員 10月23日 高梨久子相談員 10月26日 高梨久子相談員 10月29日 高梨久子相談員 11月1日 高梨久子相談員 11月4日 高梨久子相談員 11月7日 高梨久子相談員 11月10日 高梨久子相談員 11月13日 高梨久子相談員 11月16日 高梨久子相談員 11月19日 高梨久子相談員 11月22日 高梨久子相談員 11月25日 高梨久子相談員 11月28日 高梨久子相談員 12月1日 高梨久子相談員 12月4日 高梨久子相談員 12月7日 高梨久子相談員 12月10日 高梨久子相談員 12月13日 高梨久子相談員 12月16日 高梨久子相談員 12月19日 高梨久子相談員 12月22日 高梨久子相談員 12月25日 高梨久子相談員 12月28日 高梨久子相談員 1

成人病にならないための クッキングメモ

—大根の葉のふりかけ—

●材料

大根の葉………400g
いりごま………大さじ3
桜エビ………大さじ2
削りかつおぶし……15g
しょうゆ………小さじ2
塩………小さじ1/2

●作り方

- ①大根の葉は、サッと塩ゆでして、水に入れ、絞ってみじん切りにする。
 - ②厚手の鍋かフライパンで、大根の葉をゆっくりからいります。
 - ③ばらばらになったら、しょうゆ、塩、桜エビ(小さくきざむ)、削りかつおぶしを加えて混ぜ、ごまを加えてできあがり。
 - ④熱湯消毒をしたビンに入れて冷蔵庫で保存します。
- ※②は電子レンジでもできます。
8～10分で乾燥させます。



戸籍謄抄本等の交付手数料が改定に

平成5年1月1日から、戸籍の謄抄本等の交付に要する手数料の額が改定になりました。

申請内容	手数料額
① 戸籍の謄抄本	1通 400円
② 除籍の謄抄本	1通 700円
③ 戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 300円
④ 除籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 400円
⑤ 届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1通 300円
⑥ 上質紙を用いた受理証明書 (婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組又は認知の届出)	1通 1,300円
⑦ 届書その他の書類の閲覧	書類1件 300円

●心の健康相談

期 日	内 容
1月7日	心の病で悩んでいる方 〈場所〉保健センター(市役所内) 〈時間〉14:00～ 電話予約制 ☎80-1270 健康管理課指導係まで

●一般健康相談

期 日	場 所
1月13日	天羽支所 13:00～15:00
19日	大羽漁協金谷支所 9:30～15:00
21日	富津老人憩の家
25日	保健センター(市役所内)
29日	富津連絡所 9:30～12:00
〃	天羽支所
2月10日	金谷コミュニティセンター 9:30～15:00
〈対象〉	一 般

●3種混合 受付時間…13:00～13:30

期 日	場 所
1月14日	市民会館
21日	富津公民館
29日	中央公民館
2月12日	市民会館
〈対象〉	2年3月1日～9月30日生まれ 但し、2月12日については、 元年3月1日～9月30日生まれ その他、24か月以上の未接種はお問 合せください。

在宅当番医
テレホンサービス
65-2141
9時～17時
(消防署内)

●母親学級 受付時間…13:00～13:15

期 日	内 容
1月7日	妊娠中の生活、妊婦体操 分娩の準備と分娩
19日	妊娠中の栄養、産後の食生活 分娩の補助動作
27日	産後の生活と保育 調理実習
〈対象〉	妊 婦
〈場所〉	中央公民館

●乳児健康診断 受付時間…13:00～13:30

期 日	場 所
2月2日	中央公民館
3日	富津公民館
5日	市民会館
〈対象〉	平成4年10月・11月生まれ

みなさん、あけましておめでとーございます。新しい年を迎え気分を新たに今年1年の目標を立てたことと思いますが、今年も1年また健康でありたいものです。

ところで、国民健康保険に加入していると、どんな給付が受けられるかご存じですか。次を参考にしてください。

国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税を納める義務を負う一方、その権利として病気の療養やけがをしたときなどにいろいろな給付を受けることができます。これを「保険給付」といいます。

④ 高額療養費の貸付
(⑤に該当し、経済的に困難な世帯)

③ 高額療養費の支給
(1か月の医療費が、入院・入院外毎に一定額を超える場合その額)



⑤ 療養費の支給
(コルセットや針、灸などで医師が必要と認めたもの)



⑥ 短期人間ドック
(国保の世帯員で希望者費用の助成)



国民健康保険の 給付いろいろ



問い合わせは
国保係 ☎80-1271へ

② 助産費・
葬祭費の給付



① 療養の給付
(診察や治療、
入院費用など)

老人医療受給者証
をお持ちの方へ
12月号でお知らせしましたが、今月末まで有効期限切れとなり、現在お持ちの老人医療受給者証は使用できなくなります。忘れずに手続きをしてください。
詳しくは、☎80-1271
国保係まで

やんちゃざかり



かつお
勝生君(1歳6カ月)

小久保
山口政嗣・妙子さん長男

ただいま、やんちゃの真っただ中の勝生くん。
健康で思いやりのある人になってほしい…。とお父さん・お母さん。

ところ／市民会館

- 1回目…1月22日(金)
午後1時15分～3時30分
「どうして太っちゃいけないの？」
ワンポイント運動①
 - 2回目…1月29日(金)
午後1時15分～3時30分
「私の食事、どこがいけないのかしら？」
ワンポイント運動②
 - 3回目…2月9日(火)
午前10時～午後2時30分
「太らないための食生活とは？」
(調理実習)
ワンポイント運動③
 - 4回目…3月10日(水)
午後1時15分～3時30分
「肥満と合併症」(医師による講話)
ワンポイント運動④
 - 5回目…3月25日(木)
午後1時15分～3時30分
「自分の目標にどれだけ近づけたかな」
ワンポイント運動⑤
- ※各回とも動きやすい服装、靴で参加してください。

健康的にやせよう教室 (5回1コース)

問い合わせは ☎80-1268
保健指導係

ほけん

- このほけんに関するお問い合わせは
健康管理課 ☎80-1267, 1268へ
- ・予防接種は、接種前1週間の検温と母子手帳がないと受けられません。
 - ・保護者は、医師の問診にこたえられる方がおいください。
 - ・予防接種問診票つづりをご覧ください。

▷ 早めに受診を

子宮がん・乳がんの個別検診を医療機関の協力で行っていますが、受診券をお持ちの方は早めに受診してください。
又、受診希望者も受け付けています。
申し込みは ☎80-1267

税のひろば

お問い合わせは

富津市役所財政部

課税課市民税係まで

電話80-1241

**申告は
2月16日～3月15日
まで**

所得税と市県民税の申告時期が近づいて来ました。早目に準備を整え申告は余裕をもってお済ませください。

『この社会あなたの税がいきている』

わたしたちの日常生活に
つながる多くの仕事を市や県
が行っていることは、みなさ
んもよく知っていられること
でしょう。

これらの仕事を行うには言
うまでもなく、いろいろな費
用がかかります。

地方税は、この費用をまか
なうため、住民がひろく公平
にその負担をするものであり、
社会共通の費用をまかなうも
のです。

多くの基本資料になります

申告は、市が適正な所得計
算や税額の計算を行うための
課税資料だけでなく、所得・
税額証明や国民健康保険税の

申告書の送付

市・県民税の申告は、平成
5年1月1日現在居住してい
る市町村へ提出することにな
っています。

そして、申告をしなければ
ならない方は、後に記載され
た方となつていますが、皆様の
申告が必要かどうか今現在
はわからないため、毎年、次の
方々に送付しています。

申告書が送付される方

- ① 昨年、申告書により申告
された方(確定申告書を提出
した方は除かれます)
- ② 平成四年中に転入された
方。
- ③ 高校および大学を卒業す
る年代の方。

申告をしなければならぬ方

- ① 前年中に事業所得(営業・
農業・漁業など)、土地
や建物などの貸付けなどに
よる不動産所得、土地や建
物などを売った場合の譲渡
所得、一時所得、雑所得、
山林所得、利子所得(通常
の預貯金利子に対する分離
課税分を除く)、配当所得
のある方。
- ② 給与所得者で次に該当す
る方。
- ③ 勤務先から市役所に給与
支払報告書が提出されてい
ない方。
- ④ 給与支払報告書が提出さ
れている方でも、その給与
のほかに他の所得がある方
また、給与を2方以上か
ら受けている方。
- ⑤ 前年中に退職された方や
年の中途で就職をされ、就
職前の収入金額を申告して
いない方。
- ⑥ 所得がない方でも他の人
の税の扶養控除の対象にな
っていない方。
- ⑦ 確定申告書を提出された
方や、給与所得だけの方で
勤務先から市に給与支払報
告書が提出されている方
以外の方は、所得が少額でも
原則として市・県民税の申
告書を提出しなければなら
ないことになっています。

各地区で出張相談

申告は、皆様が主役です。
自分の所得の状況を最もよく
知っている納税者が、自ら所
得などを正しく計算し、市長
に届け出をする制度になつて
います。

しかし、申告書の記載がわ
からない方などは、税務署・
税理士などで相談を受けられ
ますが、市でも例年行われて
います各地の出張申告相談
を実施しますのでご利用下
さい。なおご利用される方は、
後日、各家庭へ日程表を配布
しますので、定められた会場
へおいで下さい。



この社会あなたの税がいきている

三税共同受付相談日程表

月 日	受 付 時 間	会 場	対象地区
2月17日(水)	午前 9:30～11:30 午後 1:00～3:30	富津市市民会館	天羽地区
2月24日(水)	〃	富津市市民会館	富津地区
3月4日(木)	〃	富津市市民会館	大佐和地区

三税共同受付は、税務署、県、市役所共同で相談受けを行う日です。

申告の相談に持参するもの

- 申告には必ず添付しなくてはならない書類があります。
また、相談は皆様の実情が
わからないため、書類がない
ようですと誤指導をまねきや
すく皆様に迷惑をおかけし
ないとも限りません。従って
申告の相談においでの際は、
相談内容を明確にし、次の書
類をご用意下さい。
- ① 所得のわかる書類
 - ② 所得から控除するに必要な書類
 - ③ 配偶者特別控除を受ける方
配偶者の所得を証明でき
る書類
 - ④ 医療費控除を受ける方
平成四年中に支払った領
収書および高額療養費や保
険機関から還付又は給付さ
れた金額がわかるもの。
 - ⑤ 社会保険料控除を受ける方
国民健康保険税や国民年
金保険料などの領収書
 - ⑥ 生命保険料控除を受ける方
生命保険および個人年金
保険料を支払った証明書
損害保険料控除を受ける方
 - ⑦ 住宅取得等特別控除を受
ける方
住民票の写し、家屋の登
記簿謄本、売買契約書およ
び請負契約書の写し、借
入金年末残高証明書、増
改築等工事証明書など
 - ⑧ 印刷
 - ⑨ 申告書が送られている方は
必ずお持ち下さい。

1月16日から 還付申告の受付

還付申告の受付

- ① 給与所得者で、所得税が
源泉徴収されている方で、
次に該当する方は確定申告
をすると所得税が還付され
ることがあります。
 - ② 住宅の新築・増改築や建
売住宅を購入した方で一定
の要件に該当する場合
 - ③ 多額の医療費を支払った
場合
 - ④ 前年中、中途で会社を退
職し、年末調整を受けてい
ない場合
 - ⑤ 還付の確定申告をする場
合、源泉徴収票を添付する
- また、貸物件の固定資産税
を前もって調べて相談して
下さい。
- ▽譲渡所得のある方
契約書および経費がわか
る書類、収用証明書、取得
年月日、登記年月日など。
- ▽雑損・勤労学生・障害者
除などを受ける方
雑損・勤労学生・障害者
などの証明書
- ▽住宅取得等特別控除を受
ける方
住民票の写し、家屋の登
記簿謄本、売買契約書およ
び請負契約書の写し、借
入金年末残高証明書、増
改築等工事証明書など
- ▽印刷
- ⑨ 申告書が送られている方は
必ずお持ち下さい。



所得税・住民税申告の 説明会

所得税の確定申告書および
市・県民税申告書の書き方、
または税の内容などについて
次の日程で説明会を開催しま
す。

「申告書」および「確定申
告書の手引き」などをご持参
のうえ、お近くの会場におい
で下さい。

説明会日程表

月 日	時 間	会 場
2月1日(月)	午後1:30 ～3:30	富津市役所 本庁5階会議室
2月3日(水)	午後1:30 ～3:30	富津市民会館 研修室

電話で税金相談

コンピュータがお答えします

タックスアンサー
税金についてわからない時
あなたはどうしますか?

A「税務署に行つて教えてもらいます」

B「税務相談室に電話します」

C「タックスアンサーで教えてもらいます」

A「えっ、タックスアンサーってなに?」

C「電話して相談したい項目のコード番号をダイヤルするとコンピュータが知りたいことを解説してくれるんだよ。また、毎日九時から二十四時まで、そして、日曜・祝日などの休日にも利用できるのだから便利ですよ」

利用方法

- ① コード表でお聞きになりたいコード番号を確認して下さい。例437扶養控除
- ② あなたの地域の電話番号へ電話してください。
- ③ 案内がありましたら、コ

タックスアンサーの電話番号

地 域	電 話 番 号
東 京	03-3213-2222
横 浜	045-641-2222
千 葉	043-227-7799

(ダイヤル式・プッシュ式共通)

タックスアンサーコード表 (抜粋)

(コード表は最寄りの税務署又は市役所に用意してあります)

所得税

貯蓄と税金

- 101 利子所得の課税のしくみ
- 102 配当所得の課税のしくみ
- 103 老人等のマル優などの非課税貯蓄のあらまし

サラリーマンと確定申告

- 121 サラリーマンで確定申告が必要な人
- 122 同族会社の役員で確定申告が必要な人

サラリーマンと還付申告

- 131 中途退職で年末調整を受けていないとき
- 132 マイホームの取得や増改築などをしたとき(住宅取得等特別控除)
- 133 多額の医療費を支払ったとき(医療費控除)
- 134 一定の寄付金を支払ったとき(寄付金控除)

医療費と税金

- 142 医療費控除の対象となる医療費
- 143 医療費控除の対象となる出産費用の具体例
- 144 医療費控除の対象となる入院費用の具体例
- 145 医療費控除の対象となる歯の治療費の具体例

主婦とパート収入

- 151 パート収入はいくらまで税金がかからないか
- 152 妻の所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか

マイホームの取得や増改築などをしたとき

- 156 住宅取得等特別控除の対象となるマイホーム
- 157 住宅取得等特別控除の対象となる住宅ローン

- 160 住宅取得等特別控除を受けるための手続



年金と税金

- 191 本人が受け取る公的年金等と税金
- 192 遺族が受け取る公的年金等と税金
- 193 本人が受け取る個人年金と税金

事業所得者と税金

- 201 新たに事業を始めたときの届出など
- 204 白色申告者の記帳・記録保存制度
- 205 収入金額とその計算
- 206 やさしい必要経費の知識
- 207 やさしい減価償却の知識

有価証券の譲渡と税金

- 241 有価証券を譲渡したときの課税
- 242 株式等の譲渡による所得(申告分離課税)
- 243 上場株式等の譲渡による所得(源泉分離選択課税)

所得税のしくみと計算の基礎知識

- 402 確定申告
- 406 青色申告制度
- 407 専従者給与と専従者控除
- 410 減価償却のあらまし

所得控除の基礎知識

- 422 雑損控除

- 423 医療費控除
- 424 社会保険料控除
- 425 小規模企業共済等掛金控除
- 426 生命保険料控除
- 428 損害保険料控除
- 430 寄付金控除
- 431 障害者控除
- 432 老年者控除
- 433 寡婦控除
- 434 寡夫控除
- 436 配偶者控除
- 437 扶養控除
- 438 扶養家族にわたり老人がいるときの控除額
- 439 配偶者特別控除
- 給与と源泉徴収
- 301 源泉徴収義務者とは
- 302 源泉所得税の納付期限と納期の特例
- 303 給与所得となるもの
- 304 税額表の種類と使い方
- 305 パートやアルバイトの源泉徴収
- 308 賞与に対する源泉徴収



譲渡所得

譲渡所得のあらまし

- 513 譲渡所得の申告期限
- 514 譲渡所得の対象となる資産と課税方法
- 235 ゴルフ会員券の譲渡による所得

- 110 金売ったときの税金

土地建物売ったとき

- 501 譲渡所得の計算のしかた(分離課税)
- 502 譲渡所得の長期と短期の区分(分離課税)
- 503 長期譲渡所得の税額の計算
- 504 短期譲渡所得の税額の計算
- 506 時価より低い価額で売ったとき
- 566 収用等により土地建物を売ったときの特例
- 567 譲渡所得の特別控除の種類
- 581 取得費となるもの
- 582 譲渡費用となるもの
- マイホームを売ったとき
- 521 マイホームを売ったときの特例
- 527 マイホームを売ったときの軽減税率の特例
- 522 共有のマイホームを売ったとき

相続税

- 601 相続税がかかる場合
- 602 相続税がかかる財産
- 621 相続税がかからない財産
- 610 相続人の範囲と法定相続分
- 612 相続税の計算
- 613 相続税の税率

贈与税

- 641 贈与税がかかる場合
- 642 贈与税の計算と税率
- 646 共働き夫婦が住宅を買ったとき